



Financial Action Task Force
on Money Laundering

資金洗浄に関する金融活動作業部会

Groupe d'action financière
sur le blanchiment de capitaux

40 の勧告

40の勧告

序

資金洗浄の手法と技術は対策の発達に対応して変化している。金融活動作業部会（FATF）¹は、真の所有者や違法な収益の管理を隠すために法人を利用する事例が増加してきたこと、及び犯罪資産を洗浄することに関して助言や支援を行う専門家を利用する事例が増加してきたことなど、近年、犯罪技術が精巧に複合化してきたことに注目した。これらの点は、FATFがNCCT（非協力国・地域）プロセスを通じて得た経験や各国のイニシアチブ又は国際的なイニシアチブと相俟って、FATFにとり、40の勧告を再検討し、資金洗浄対策及びテロ資金対策のための包括的で新たな枠組みへと改正する契機となった。FATFは、全ての国に資金洗浄対策及びテロ資金対策の各国の制度が、新しいFATF勧告に対応するよう必要な措置をとり、対策を効果的に実施するよう要請する。

40の勧告の改訂のための検討プロセスは、FATFメンバー、非メンバー、オブザーバー、金融部門やその他影響を受ける部門及び関係者に関かれた、広範なものであった。この協議プロセスにおいて、広範な意見が出され、それらの全てが検討プロセスで考慮された。

40の勧告の改訂版は、資金洗浄のみならず、テロ資金供与にも適用され、テロ資金供与に関する8つの特別勧告とあわせれば、強力で包括的かつ一貫した資金洗浄対策及びテロ資金対策措置の枠組みとなる。FATFは、国により法制度及び金融制度は多様であり、共通の目的を達成するにあたって、全ての国が、とりわけ細部についてまで、同一の措置を講じ得るものではないことを認識している。従って、本勧告は、各国が、それぞれ固有の事情及び憲法の枠組みに従って、細部を実施するための最低限の行動基準を定めている。本勧告は、刑事司法制度及び規制制度内で各国の制度が有すべき全ての措置、金融機関や特定の職業専門家によってとられるべき予防措置及び国際協力を含んでいる。

最初のFATF40の勧告は、薬物取引で得た資金の洗浄による金融制度の濫用に対抗するためのイニシアチブとして、1990年に作成された。1996年に、同勧告は、資金洗浄

1. FATFは、資金洗浄対策とテロ資金対策のために、基準を設定し、対策を発展させ促進させる国際的な政府間組織である。現在、31ヶ国・地域及び2国際機関の33のメンバーが参加。更に、5つのFATF型地域機関と15以上の他の国際機関・組織を合わせた20以上のオブザーバーからなる。全てのメンバーとオブザーバーはFATFのウェブサイト（http://www.fatf-gafi.org/Members_en.htm）でみることができる。

の犯罪類型が進化したことを受けて、初めて改正された。1996年改正の40の勧告は、130ヶ国以上により支持され、資金洗浄対策の国際基準となっている。

2001年10月、FATFは、マンドートを拡大して、テロ資金対策にも取り組むようになり、テロ資金供与に関する8つの特別勧告を作成するという重要な措置を講じた。この勧告は、テロ行為やテロ団体への資金供与に対抗するための一連の措置を含んでおり、40の勧告²を補完する。

資金洗浄対策及びテロ資金対策において重要な要素となるのは、これらの国際基準に照らし合わせて、各国の制度を監督し、評価する必要性である。FATF及びFATF型地域機関が行う相互審査は、IMFや世銀が行う評価とともに、全ての国により、FATF勧告が効果的に実施されることを確保する重要な仕組みである。

2. FATFの40の勧告及び8つの特別勧告はIMF及び世銀によって、資金洗浄対策及びテロ資金対策の国際基準として認定されている。

40の勧告

A. 法制度

資金洗浄の罪の範囲

1.

各国は、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン条約）及び2000年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）に則り、資金洗浄を犯罪化すべきである。

各国は、可能な限り広く前提犯罪を取り込むことを目指して、全ての重大犯罪について資金洗浄罪を適用すべきである。前提犯罪をどのように規定するかについては、全ての犯罪を前提犯罪とする方法、重大犯罪類型又は前提犯罪に適用可能な拘禁刑に関連づける方法（敷居方式）、前提犯罪の列挙リストを作成する方法、若しくはそれらの組み合わせによる方法があり得る。

敷居方式をとっている国においては、最低限、国内法において重大犯罪の類型にある全ての犯罪、又は長期一年超の拘禁に処される犯罪が前提犯罪に含まれるべきであり、立法制度上、最短刑期についての敷居を設けている国においては、短期六ヶ月超の拘禁に処される全ての犯罪が前提犯罪に含まれるべきである。

いずれの方式を採用しても、各国においては、少なくとも、指定された各犯罪類型³に属する一連の犯罪が前提犯罪に含まれるようにすべきである。

資金洗浄の前提犯罪については、当該行為が行われた外国の法令によれば罪に当たり、かつ、仮に当該行為が国内で行われたとすれば前提犯罪となる場合には、当該外国で行われた行為を前提犯罪に含めるべきである。各国は、仮に国内で行われたとすれば前提犯罪となるということのみを唯一の条件として前提犯罪とすることもできる。

各国は、国内法の根本原則上必要な場合には、前提犯罪を犯した本人に、資金洗浄罪を適用しないこととすることができる。

3. 用語集の「指定された犯罪類型」の定義を参照。

2 .

各国は、以下のことを確保すべきである。

- a) 資金洗浄罪を証明するために求められる故意又は認識は、心理的状況については客観的な事実の状況からも推認できるという考え方を含め、ウィーン条約及びパレルモ条約に規定された基準と整合的である。
- b) 法人に対して刑事責任、又はそれが不可能な場合には、民事上若しくは行政上の責任を課すべきである。法人に関して並行して、刑事上、民事上又は行政上の手続をとることが可能な国においては、それを妨げるべきではない。法人に対して効果的で適切な、抑止力のある制裁措置を課すべきである。当該措置によって個人の刑事責任が減殺されるべきではない。

暫定的な措置及び没収

3 .

各国は、権限ある当局が、洗浄された財産、資金洗浄又は前提犯罪から得た収益、これらの犯罪の実行において使用された又は使用を企図された犯罪供用物あるいはこれらの価値に相当する財産を、善意の第三者の権利を侵害することなく、没収することを可能とするため、立法措置を含め、ウィーン条約及びパレルモ条約に規定されているのと同様の措置をとるべきである。

当該措置には、(a) 没収の対象となる財産を特定し、追跡し、評価する権限、(b) 当該財産の取引、移転又は処分を防止するため、凍結、差押などの暫定的な措置をとる権限、(c) 没収の対象となる財産を回復する国家の権能を侵害する行為を防止又は無効化する措置をとる権限、(d) 捜査のためにあらゆる適切な措置をとる権限が含まれるべきである。

各国は、国内法の原則に一致する限りにおいて、刑事上の有罪判決がなくても当該収益又は犯罪供用物を没収することを認める措置や、被告人に、没収の対象として申し立てられた財産の合法的な起源を示すよう要求する措置を採用することについて検討できる。

B .資金洗浄及びテロ資金供与防止のために金融機関並びに非金融業者及び職業専門家がとるべき措置

4 .

各国は、金融機関の守秘義務に関する法規が FATF 勧告の実施を妨げないことを確保すべきである。

顧客管理措置及び記録保存

5 . *

金融機関は、匿名口座及び明らかに偽名による口座を保有すべきではない。

金融機関は、以下の場合には、顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置をとるべきである。

- ・ 業務関係の確立
- ・ () 一定の基準額を超える一見取引、又は () テロ資金供与に関する特別勧告の解釈ノートで対象となる状況下で電信送金により行われる一见取引
- ・ 資金洗浄又はテロ資金の疑いがあるとき
- ・ 金融機関が過去に取得した顧客の本人確認データについての真実性又は妥当性に疑いのあるとき

顧客管理措置としては以下を行うべきである。

- a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報⁴を用いて、顧客の身元を確認し、照合する。
- b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置も含まれるべきである。
- c) 業務関係の目的及び所与の性質に関する情報を取得する。
- d) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。

金融機関は、上記 a) から d) のそれぞれの顧客管理措置を適用すべきであるが、顧客、業務関係又は取引の種類によるリスクに応じて当該措置の程度を決定できる。当該措置は、権限ある当局が発出するガイドラインと整合的であるべきである。リスクの高い分野については、金融機関は厳格な顧客管理を行うべきである。リスクが低い特定の状況

* アスタリスク（星印）のついている勧告については、解釈ノートを参照。

4. 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報は、以下「本人確認データ」という。

では、各国は、金融機関が軽減又は簡素化された措置を適用できるよう決定できる。

金融機関は、業務関係の確立若しくは一見顧客に対する取引の実施の前又はその過程において、顧客及び受益者の身元を照合すべきである。各国は、資金洗浄リスクを効果的に管理でき、かつ、通常の業務遂行を阻害しないために不可欠である場合には、金融機関が実務上合理的な範囲で業務関係確立後速やかに照合措置を完了することを容認できる。

金融機関は、上記 a) から c) の措置を遵守できない場合には、口座開設、業務関係の開始又は取引の実施をすべきではない。あるいは、業務関係を終了すべきである。また、当該顧客に関する疑わしい取引の届出を行うことを検討すべきである。

これらの義務は全ての新規顧客に適用すべきである。なお、金融機関は重要性及びリスクに基づいて既存顧客にもこの勧告を適用し、また適切な時期に既存の業務関係についての顧客管理措置を行うべきである。

6 . *

金融機関は、重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons: PEPs）に関しては、通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことをすべきである。

- a) 顧客が PEPs か否かを判定するための適切なリスク管理システムを有する。
- b) 当該顧客と契約関係を確立する際に上級管理者の承認を得る。
- c) 財源及び資金源を確認するための合理的な措置をとる。
- d) 業務関係についてより厳格な継続的監視を実施する。

7 .

金融機関は、海外とのコルレス銀行業務その他同様の関係について、通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことをすべきである。

- a) 相手方機関の業務の性質を十分に理解するため、また、公的に利用できる情報から、資金洗浄及びテロ資金に関する捜査又は行政処分の対象となっていないかどうかを含め、当該機関の評判や監督体制の質について判定するため、相手方機関についての十分な情報を収集する。
- b) 相手方機関の資金洗浄対策及びテロ資金対策を評価する。
- c) 新たなコルレス契約を確立する前に上級管理者の承認を得る。
- d) 契約する両機関の責任を文書にする。
- e) 「payable-through-accounts」については、相手方機関がコルレス機関の口座に直接アクセスする顧客の身元の照合及び当該顧客に対する継続的な管理を実施し、ま

た、相手方機関が要請に応じて関連する顧客の本人確認データをコルレス機関に提供できることを確認する。

8 .

金融機関は、匿名性に資するような新たな又は発展しつつある技術により生じ得る資金洗浄の脅威に特別の注意を払い、必要な場合には、資金洗浄におけるその技術の使用を防ぐための措置をとるべきである。とりわけ、金融機関は、非対面の業務関係又は取引に関する特定のリスクに対処するための方針及び手続を有すべきである。

9 . *

各国は、以下の基準が満たされる場合には、a) から c) の顧客管理手続の実施又は業務照会について仲介機関又は第三者機関に依存することを金融機関に容認することができる。第三者機関への依存が容認される場合、顧客の身元確認及び照会に関する最終的な責任は第三者機関に依存する金融機関にある。

満たされるべき基準は以下のとおり。

- a) 第三者機関に依存する金融機関は、顧客管理手続の a) から c) に関する必要な情報を速やかに取得すべきである。金融機関は、本人確認データの写し、その他顧客管理義務に関する書類を要請に応じて遅滞なく第三者機関から入手し得ることを確認するための適切な措置を講じるべきである。
- b) 金融機関は、第三者機関が規制及び監督され、勧告 5 及び 10 に沿って顧客管理義務を遵守するための適切な措置を有していることを確認すべきである。

どの国に条件を満たす第三者機関が存在するかについては、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国に関する入手可能な情報を考慮して、各国が判断できる。

10 . *

金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応ずることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を、少なくとも 5 年間保存すべきである。この記録は、必要であれば犯罪行為の訴追のための証拠を提供できるよう(金額及び使われた通貨の種類を含めて)個々の取引の再現を可能とするほど十分なものでなければならない。

金融機関は、顧客管理手続を通じて取得した本人確認データに関する記録(例えば、旅券、身分証明書、運転免許証又は同様の書類など公的な身元確認書類の写し又は記録)

口座記録及び通信文書を業務関係終了後最低 5 年間保存すべきである。

本人確認データ及び取引記録は、国内の権限ある当局が適切な権能に基づき利用し得るものとすべきである。

11.*

金融機関は、明らかな経済的目的又は明白な合法的目的を有さない全ての複雑な通常でない大口の取引又は全ての通常でない形態の取引に対して、特別の注意を払うべきである。これらの取引の背景及び目的は、可能な限り調査し、調査結果を文書にした上で、権限ある当局及び監査人の役に立つよう、利用し得るものとすべきである。

12.*

勧告 5、6 及び 8 から 11 に定められた顧客管理義務及び記録保存義務は、指定非金融業者及び職業専門家に以下の状況下において適用される。

- a) カジノ---顧客が一定の基準額以上の金融取引を行う場合。
- b) 不動産業者---顧客のために不動産の売買に関する取引に関与する場合。
- c) 貴金属商及び宝石商---顧客と一定の基準額以上の現金取引を行う場合。
- d) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士が、以下の活動について顧客のために取引の準備又は実行をする場合。
 - ・ 不動産の売買
 - ・ 顧客の資金、証券、その他の資産の管理
 - ・ 銀行口座、貯蓄口座、証券口座の管理
 - ・ 会社の設立、運営、管理のための出資金の組成
 - ・ 法人又は法的取極めの設立、運営、管理及び企業の買収・売却
- e) トラスト・アンド・サービスプロバイダー (Trust and Company Services Provider) ---用語集の定義で示された活動について顧客のために取引の準備又は実行をする場合。

疑わしい取引の届出及び遵守

13.*

金融機関は、資金が犯罪活動の収益ではないか、又はテロ資金と関係しているのではないかと疑うか又は疑うような合理的な根拠を有する場合には、その疑いを金融情報機関(FIU)に速やかに届出るよう直接法律又は規則によって義務づけられるべきである。

14.*

金融機関、その取締役、幹部職員及び従業員は、

- a) その疑いを FIU に善意で報告する場合には、たとえ内在する犯罪活動が何であるかを正確に認識していなくても、また不法な活動が実際に行われたか否かにかかわらず、契約若しくは法律、規則、又は行政規定により課されている情報開示に関する制限に違反したことから生じる刑事上又は民事上の責任から、法規定によって保護されるべきである。
- b) 疑わしい取引の届出又はその関連情報が FIU に報告されている事実を漏らすことは法律で禁止されるべきである。

15 . *

金融機関は、資金洗浄対策及びテロ資金対策のプログラムを策定すべきである。プログラムには以下のものを含むべきである。

- a) 適切な遵守管理規定や従業員採用に際して高い水準を確保するための適切な審査手続を含む内部方針、手続の策定及び管理制度の構築。
- b) 継続的な従業員訓練プログラム。
- c) 遵守体制を検査するための監査機能。

16 . *

勧告 13 から 15 及び 21 に定められた義務は、全ての指定非金融業者及び職業専門家に以下の条件に従い適用される。

- a) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士は、顧客の代理として又は顧客のために、勧告 12 (d) に示されている活動に関する金融取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。
- b) 貴金属商及び宝石商は、顧客と一定の基準額以上の現金取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。
- c) トラスト・アンド・サービスプロバイダーは、顧客の代理として又は顧客のために、勧告 12 (e) に示されている活動に関する金融取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。

弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び独立法律専門家として活動する会計士は、当該関連情報が、職業上の守秘義務又は法律専門家の秘匿特権に服する状況下において得られたものである場合には、疑わしい取引の届出を行うことを義務づけられない。

資金洗浄及びテロ資金供与を防止するためのその他の措置

17 .

各国は、資金洗浄対策又はテロ資金対策の義務を遵守しない本勧告の対象となる自然人又は法人に対して、効果的で適切な、抑止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁措置を講じることができるよう確保すべきである。

18 .

各国は、実態のない銀行（シェルバンク）の設立又は、その業務の継続を容認すべきではない。金融機関は、シェルバンクとのコルレス契約の確立又は継続を拒否すべきである。金融機関は、自行の口座をシェルバンクに利用されることを許容しているコルレス先外国金融機関と契約関係を確立することがないようにすべきである。

19 . *

各国は、以下のことを考慮すべきである。

- a) 情報の適正な使用を確保するための厳格な保護措置の下、自由な資本移動を阻害することなく、通貨及び持参人払い方式の譲渡可能商品を国境を越えて物理的に移送する行為を探知又は監視するための実行可能な措置の実施。
- b) 情報の適正な使用を確保するための厳格な保護措置の下、銀行、その他の金融機関及び仲介機関が一定額以上の国内現金取引及び国際現金取引の全てを電算機データベースを備えた国の中央機関に対して届出を行い、権限ある当局が資金洗浄及びテロ資金事件において利用できるような制度の実行可能性及び有用性。

20 .

各国は、指定非金融業者及び職業専門家以外で、資金洗浄又はテロ資金のリスクがある職業及び専門家にも FATF 勧告を適用することを検討すべきである。

各国は、資金洗浄に対してより脆弱でない現代的で安全な金銭管理技術の開発をさらに奨励すべきである。

FATF 勧告を遵守していないか又は遵守が不十分である国についてとられる措置

21 .

金融機関は、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国の者（会社及び金融機関を含む）との契約関係及び取引に対して、特別の注意を払うべきである。これらの取引が明らかな経済的目的又は明白な合法的目的を有さない場合には常に、その背景及び目的を可能な限り調査し、調査結果を文書にした上で、権限ある当局が利用し得るものとすべきである。当該国が FATF 勧告を引き続き適用しない又は適用が不十分である場合には、各国は適切な対抗措置をとり得るようにすべきである。

22.

金融機関は、適用される現地の法及び規則が認める限りにおいて、海外、特に FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国に所在する支店及び株式の過半を所有する子会社に対しても、金融機関に関する上記原則が適用されることを確保すべきである。適用される現地の法及び規則がその実施を禁ずる場合には、金融機関は、親会社がある国の権限ある当局に対し、FATF 勧告を適用し得ない旨を伝えるべきである。

規制及び監督

23.*

各国は、金融機関が適切な規制及び監督に服し、FATF 勧告を効果的に実施することを確認すべきである。権限ある当局は、犯罪者又はその関係者が金融機関の重要な又は支配的な資本持分を所有し、又はその受益者とならないように、若しくは金融機関の経営機能を所有することのないように、必要な法的措置又は規制措置をとるべきである。

健全性確保の目的で適用する規制及び監督措置のうち資金洗浄にも関連する措置は、資金洗浄対策及びテロ資金対策のためにコア・プリンシプルに服する金融機関に対し、同様に適用すべきである。

その他の金融機関は、当該部門における資金洗浄又はテロ資金のリスクを勘案し、免許制又は登録制として適切に規制され、資金洗浄対策のための監督あるいは監視に服すべきである。少なくとも、送金又は両替を業とする者は、免許制又は登録制とし、資金洗浄対策及びテロ資金対策という国家的な義務の遵守を監視し、確保するための効果的な制度に服すべきである。

24.

指定非金融業者及び職業専門家は、以下に示された規制及び監督措置に服すべきである。

- a) カジノは、必要な資金洗浄対策及びテロ資金対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制及び監督体制に服すべきである。少なくとも、
 - ・カジノは免許制とすべきである。
 - ・権限ある当局は、犯罪者又はその関係者がカジノの重要な又は支配的な資本持分を所有し、若しくはその受益者とならないように、カジノの経営機能を所有することのないように、またカジノの経営者とならないように、必要な法的措置又は規制措置をとるべきである。

・権限ある当局は、カジノが資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務を遵守するべく効果的に監督されることを確保すべきである。

b) 各国は、資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務の遵守を監視し、確保するため、その他の指定非金融業者及び職業専門家が効果的なシステムに服することを確保すべきである。これは、リスクに応じて行われるべきである。これは、政府当局又は適切な自主規制機関によっても行うことができるが、当該自主規制機関は所属会員が資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務を遵守することを確保できなければならない。

25.*

権限ある当局は、資金洗浄対策及びテロ資金対策についての国内的措置を適用するに際し、とりわけ疑わしい取引を探知し届出する時に、金融機関、指定非金融業者及び職業専門家の助けとなるよう、ガイドラインを策定しフィードバックを行うべきである。

C . 資金洗浄対策及びテロ資金対策に必要な制度的措置及びその他の措置

権限ある当局、その権限及び資源

26.*

各国は、国の中央機関として、疑わしい取引の届出や他の潜在的な資金洗浄又はテロ資金に関する情報を受理し（かつ可能であれば要求し）、分析し、提供する役目を果たすFIUを設立すべきである。FIUは、疑わしい取引の届出の分析を含め、その機能を適切に遂行する上で必要となる金融情報、行政情報及び法執行に関する情報に、時機を失することなく、直接的又は間接的にアクセスすべきである。

27.*

各国は、指定された法執行機関が資金洗浄及びテロ資金の捜査に責任を持つことを確保すべきである。各国は、可能な限り、コントロールド・デリバリーやおとり捜査、その他の適切な技術等、資金洗浄の捜査に適した特別の捜査技術を支援し、開発することが奨励される。また、各国は、財務捜査を専門に扱う恒常的又は一時的な集団の活用や他国の適切な権限ある当局との共同捜査のような他の効果的な手法を利用することも奨励される。

28 .

資金洗浄及び前提犯罪の捜査を行う際に、権限ある当局は、捜査及び訴追、並びに関

連行為で使用するための書類や情報を入手できるようにすべきである。これには、金融機関及びその他の者により保持されている記録の提示、人及び建物の搜索、差押及び証拠取得のため、強制的な措置を発動するための権限が含まれるべきである。

29 .

監督者は、検査権限を含め、金融機関の資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務の遵守を監視し、確保するための適切な権限を有すべきである。監督者は、遵守状況の監視に関する全ての情報を金融機関から提出させる権限、及びそれらの義務を遵守しない場合には適切な行政処分を課す権限を与えられるべきである。

30 .

各国は、資金洗浄対策及びテロ資金対策に携わっている権限ある当局に対し、十分な財政的、人的及び技術的資源を提供すべきである。各国は、権限ある当局の職員が高い資質を有することを確保するための措置をとるべきである。

31 .

各国は、政策立案者、FIU、法執行機関及び監督者が、資金洗浄対策及びテロ資金対策の方策及び活動の発展や実施に関して協力し、適切な場合には国内的に調整できるような効果的な制度を有することを確保すべきである。

32 .

各国は、権限ある当局が制度の有効性及び効率性に関する包括的な統計を整備することによって、資金洗浄対策及びテロ資金対策制度の有効性を精査できることを確保すべきである。これには、受理及び提供された疑わしい取引の届出に関する統計、並びに資金洗浄及びテロ資金の捜査、訴追、裁判に関する統計、財産の凍結、差押及び没収に関する統計、法律上の相互援助又その他の国際的な協力要請に関する統計が含まれるべきである。

法人及び法的取極めの透明性

33 .

各国は、資金洗浄者による法人の不法な利用を防止するための措置を講じるべきである。各国は、権限ある当局が、適時に、法人に対する受益所有及び支配について、十分に、正確かつ時宜を得た情報を得ることができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである。とりわけ、無記名株券を発行することができる法人制度を有する国は、無記名株券が資金洗浄のために悪用されないことを確保するための適切な措

置を講じるべきであり、また、その措置の妥当性を実証することができるようにすべきである。各国は、勧告5に定められた義務を実施する金融機関が受益所有及び支配に関する情報にアクセスすることを促進するための措置を検討することができる。

34.

各国は、資金洗浄者による法的取極めの不法な利用を防止するための措置を講じるべきである。とりわけ、各国は、権限ある当局が、適時に、設定者、受託者及び受益者に関する情報を含め、明示信託（express trust）について、十分で、正確かつ時宜を得た情報を得ることができ、又はそのような情報にアクセスできるよう確保すべきである。各国は、勧告5に定められた義務を実施する金融機関が受益所有及び支配に関する情報にアクセスすることを促進するための措置を検討することができる。

D．国際協力

35.

各国は、ウィーン条約、パレルモ条約及び1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を批准し完全に実施するための措置を速やかにとるべきである。各国は、また、犯罪収益の洗浄、搜索、押収及び没収に関する1990年欧州評議会条約、2002年の米州テロ対策条約のような他の関連する条約を批准し、実施することも奨励される。

法律上の相互援助及び犯人引渡し

36.

各国は、資金洗浄及びテロ資金の捜査、訴追及び関連手続について、できる限り広範な法律上の相互援助を迅速、建設的かつ効果的に、提供すべきである。とりわけ各国は、以下のことを考慮すべきである。

- a) 法律上の相互援助を妨げ、あるいはこれに不合理又は不当に制限的な条件を課すべきではない。
- b) 法律上の相互援助の要請を実施するための明確かつ効率的な手続を確保すべきである。
- c) 犯罪が租税上の問題に関連すると考えられることのみを理由として、法律上の相互援助の要請の実施を拒否すべきではない。
- d) 法律が金融機関に守秘を要求していることを理由として、法律上の相互援助の要請の実施を拒否すべきではない。

各国は、また、法律上の相互援助の要請に応じて、勧告 28 で要求されている権限ある当局の権力が活用できることを確保すべきである。また、国内的枠組みと整合する場合には、外国の司法機関又は法執行機関から国内のカウンターパートへの法律上の相互援助の直接の要請に応じて、同様に権限ある当局の権力を活用できることを確保すべきである。

管轄権上の争いを避けるため、二カ国以上の国で訴追の対象となる事件の場合には、司法の利益のために容疑者を訴追する最善の場所を決定する制度を考案し活用することに対して考慮が払われるべきである。

37 .

各国は、双罰性がない場合でも、可能な限り、法律上の相互援助を行うべきである。

法律上の相互援助や犯人引渡しのために双罰性が要求される場合には、両国が前提となる行為を犯罪化していれば、両国が当該犯罪を同一類型の犯罪としているか否か、又は同一の用語で定義しているか否かにかかわらず、当該要件は満たされているものとみなされるべきである。

38 . *

外国の要請に応じて、洗浄された財産、資金洗浄又は前提犯罪から得た収益、これらの犯罪の実行において使用された又は使用を企図された犯罪供用物あるいはこれらの価値に相当する財産を認定し、凍結し、差押え、没収するための迅速な行動をとる権限が存在すべきである。また、差押及び没収手続を調整するための取極めを結ぶべきである。その手続には、没収された資産の配分を含むこともある。

39 .

各国は、資金洗浄を引渡犯罪として認識すべきである。各国は、自国民を引渡すか、あるいは国籍のみを理由として引渡しを行わない場合でも、引渡しを求める国からの要請により、不当に遅滞することなく、要請された犯罪の訴追に関して権限のある当局に事件を付託すべきである。当該国の権限ある当局は、国内法における他の重大犯罪事件と同様に、決定を行い、手続を実施すべきである。関係国は、訴追の効率性を確保するため、とりわけ手続及び証拠の面に関して相互に協力すべきである。

各国は、それぞれの法的枠組みに従い、引渡要求が適切な関係機関の間で直接行われることを認め、逮捕令状又は判決文書のみに基づいて犯人を引渡し、又は正式な引渡手

続の放棄に同意する者につき簡略化された引渡手続を導入することにより、引渡しを簡略化することを考慮できる。

その他の形態の協力

40.*

各国は、権限ある当局が、外国のカウンターパートに対して可能な限り広範な国際協力を提供することを確保すべきである。自発的又は要請に応じて、直接カウンターパート間で、資金洗浄及び前提犯罪に関する迅速かつ建設的な情報交換を促進するための明確で効果的な枠組みを構築すべきである。情報交換は、不当に制限的な条件なしで認められるべきである。とりわけ、

- a) 権限ある当局は、要請が租税上の問題に関連すると考えられることのみを理由として援助要請を拒否すべきではない。
- b) 各国は、協力を拒否する理由として、金融機関に守秘を要求する法律を援用すべきではない。
- c) 権限ある当局は、外国のカウンターパートのために調査し、また可能であれば犯罪調査及び捜査を行い得ることとすべきである。

外国の権限ある当局が要請する情報を取得する能力が、そのカウンターパートの権限外である場合には、各国は、カウンターパートでない当局と迅速かつ建設的な情報交換を容認することも奨励される。カウンターパート以外の外国当局との協力は、直接的又は間接的に行うことができ、とるべきチャンネルが不明確な場合には、権限ある当局は、まず外国のカウンターパートに対し援助のために接触すべきである。

各国は、権限ある当局により交換される情報がプライバシーとデータ保護に関する義務に従って正当と認められる方法でのみ使用されることを確保するための、管理と保護の手段を設けるべきである。